

### 第3 確認株式会社及び確認有限会社の組織変更の特例

#### 1 有限会社への組織変更の特例

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、有限会社法第64条第3項の規定にかかわらず、商法第343条に定める決議（特別決議）によりその組織を変更して有限会社とすることができる（法第10条の16）。

#### 2 確認株式会社がする合名会社等への組織変更

##### (1) 組織変更の手続

確認株式会社（資本の額を1,000万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、株主総会の特別決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる（法第10条の17第1項、第2項）。また、反対株主については、株式買取請求権が認められ（法第10条の17第3項、有限会社法第64条ノ2）、組織変更の決議をした場合においては、決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、株主及び株主名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないとされ（法第10条の17第3項、有限会社法第64条ノ3）、債権者保護手続もしなければならないとされた（法第10条の17第3項、商法第100条）。

##### (2) 組織変更の登記

(1)の場合の確認株式会社についての登記の申請と当該確認株式会社が組織変更をしたことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（法第10条の17第6項、商登法第73条）。また、この合名会社又は合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、株式会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた（法第10条の17第6項、商登法第71条）。この組織変更をした年月日は、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。

この場合における合名会社又は合資会社についてする設立の登記及び確認株式会社についてする解散の登記の記載は、別紙記載例4によるものとする。

##### (3) 添付書面

(1)により確認株式会社が合名会社又は合資会社に組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についてする登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（法第10条の17第4項、第5項）。

###### ア 定款

イ 商法第100条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面（商登法第67条第2号）

ウ 社債の償還を完了したことを証する書面（商登法第93条第1項第5号）

エ 有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面（合資会社に組織変更する場合に限る。商登法第74条）

##### (4) 登録免許税

合名会社又は合資会社についてする設立の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には6万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）イ、（二）イ）。

確認株式会社についてする解散の登記の登録免許税の額は、その本店の所在地で行う場合には3万円、その支店の所在地で行う場合には申請1件につき9,000円である（登録免許税法別表第一第19号（一）レ、（二）イ）。

### 3 確認有限会社がする合名会社等への組織変更

#### (1) 組織変更の手続

確認有限会社（資本の総額を300万円以上としたものを除く。法第10条の8第2項）は、社員総会の特別決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる戸とされた（法第10条の17第7項、第8項）。また、反対社員については、持分買取請求権が認められ（法第10条の17第9項、有限会社法第64条ノ2）、組織変更の決議をした場合においては、決議の日から2週間以内にその決議の内容を公告し、社員及び社員名簿に記載のある質権者には各別にこれを通知しなければならないとされ（法第10条の17第9項、有限会社法第64条ノ3）、債権者保護手続もしなければならないとされた（法第10条の17第9項、商法第100条）。

#### (2) 組織変更の登記

(1)の場合の確認有限会社についての登記の申請と当該確認有限会社が組織変更をしたことによる合名会社又は合資会社についての登記の申請とは、同時にしなければならないとされた（法第10条の17第10項、第6項、商登法第73条）。また、この合名会社又は合資会社についてする登記においては、会社成立の年月日、有限会社の商号、組織を変更した旨及びその年月日をも登記しなければならないとされた（法第10条の17第10項、第6項、商登法第71条）。この組織変更をした年月には、債権者保護手続の終了の日を記載するものとする。この場合における合名会社又は合資会社についてする設立の登記及び確認有限会社についてする解散の登記の記載は、別紙記載例4によるものとする。

#### (3) 添付書面

(1)により確認有限会社が合名会社又は合資会社に組織変更をした場合の合名会社又は合資会社についてする登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（法第10条の17第10項、第4項、第5項）。

##### ア 定款

イ 商法第100条第1項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は組織変更をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面（商登法第67条第2号）

ウ 有限責任社員が出資につき履行した部分を証する書面（合資会社に組織変更する場合に限る。商登法第74条）

#### (4) 登録免許税

登録免許税の額は、2（4）と同様である。